

議案第 2 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年7月13日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

潜水作業手当	潜水器具を着装して潜水作業（訓練におけるものを含む。）に従事した常勤の消防職員	1件 400円
--------	---	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

水難救助隊の発足に伴い、水難救助隊員に任命された消防職員が、水難事故等の事案において、潜水器具を着装して潜水作業に従事した場合に、潜水作業手当を支給するため、特殊勤務手当の規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 (下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年野田市条例第32号)

改 正 案			現 行		
別表第3(第12条) 特殊勤務手当表			別表第3(第12条) 特殊勤務手当表		
種類	支給要件	手当の額	種類	支給要件	手当の額
(略)			(略)		
潜水作業手 当	潜水器具を着装 して潜水作業(訓 練におけるもの を含む。)に従事 した常勤の消防 職員	1件 400円			